

丹波山村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和 6 年 1 月 1 日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 4 年度の人件費率
令和 5 年度	人 514	千円 1,494,419	千円 29,557	千円 293,316	% 19.6	% 13.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
5 年度	人 21	千円 72,519	千円 15,444	千円 28,148	千円 116,111

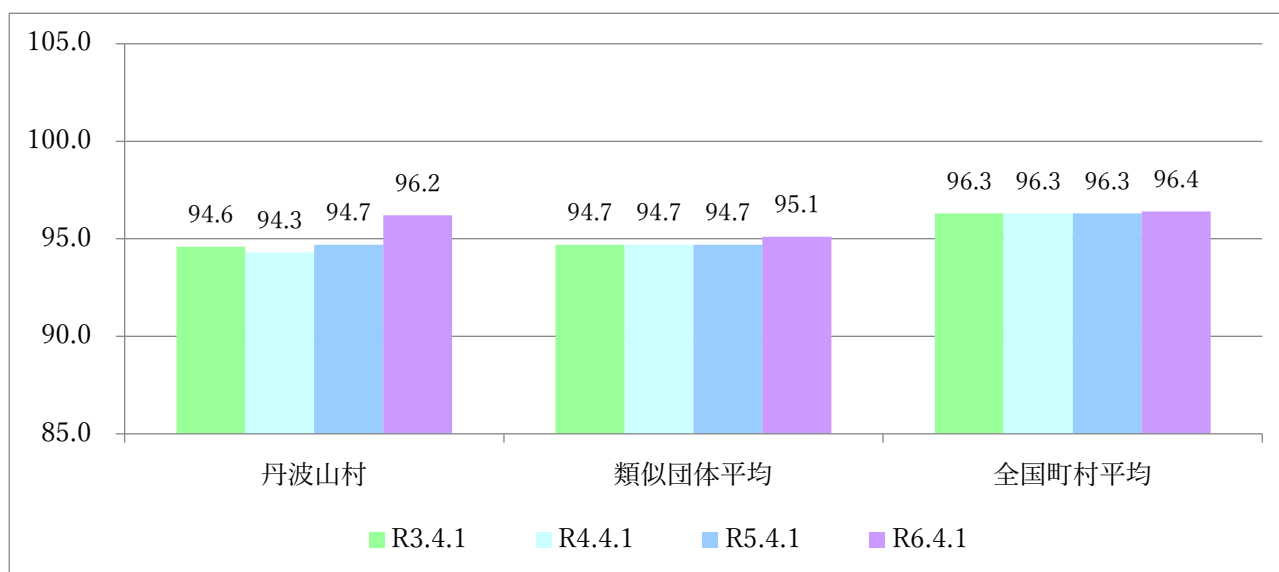
(参考) 一人当 り給与費 B / A	(参考) 町 村 類 型 I - 2 平 均 一 人 当 たり 給 与 費
千円 5,529	千円 5,419

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、5 年 4 月 1 日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

途中退職者が多かったため

(4) 給与改定の状況

※人事委員会未設置のため掲載なし

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成29年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。

なお、激変緩和措置のため、当分の間は経過措置(現給補償)を実施。

他の給与表についても、一般行政職給料表との均衡を踏まえ見直しを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(2) (令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
丹波山村	37.4歳	280,375 円	324,932 円	292,357 円
山梨県	42.8歳	328,862 円	405,341 円	364,392 円
国	42.1歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	41.1歳	297,580 円	342,090 円	324,423 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参 考
	平均 年齢	職員数	平均給料月 額	平均給与 月額 (A)	平均給与月 額 (国比較ベ ース)	対応する民 間の 類似職種	平 均 年 齢	平均給与月 額 (B)	A/B
丹波山村	59 歳	1 人	227,400 円	227,400 円	230,466 円	—	—	—	—
うち									
その他	59 歳	1 人	227,400 円	227,400 円	230,466 円	—	—	—	—
山梨県	55.8 歳	69 人	350,661 円	395,014 円	371,074 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1829 人	288,144 円	—	330,553 円	—	—	—	—
類似団体	48.4 歳	2 人	259,042 円	285,699 円	271,998 円	—	—	—	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (6年4月1日現在)

区 分		丹波山村	山梨県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200円	203,918円	196,200円
	高 校 卒	162,100円	172,181円	166,600円
技能労務職	高 校 卒	164,000円	175,002円	—
	中 学 卒	155,300円	156,464円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（6年4月1日現在）

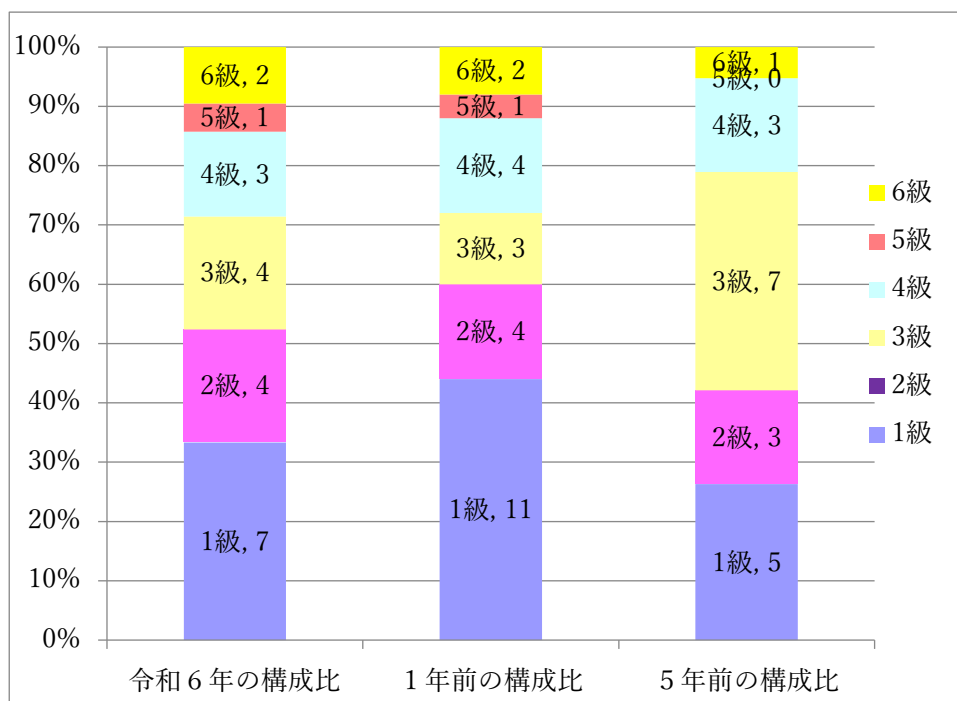
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	225,400円	346,600円	347,350円	—
	高 校 卒	—	—	—	371,700円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	227,400円
	中 学 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

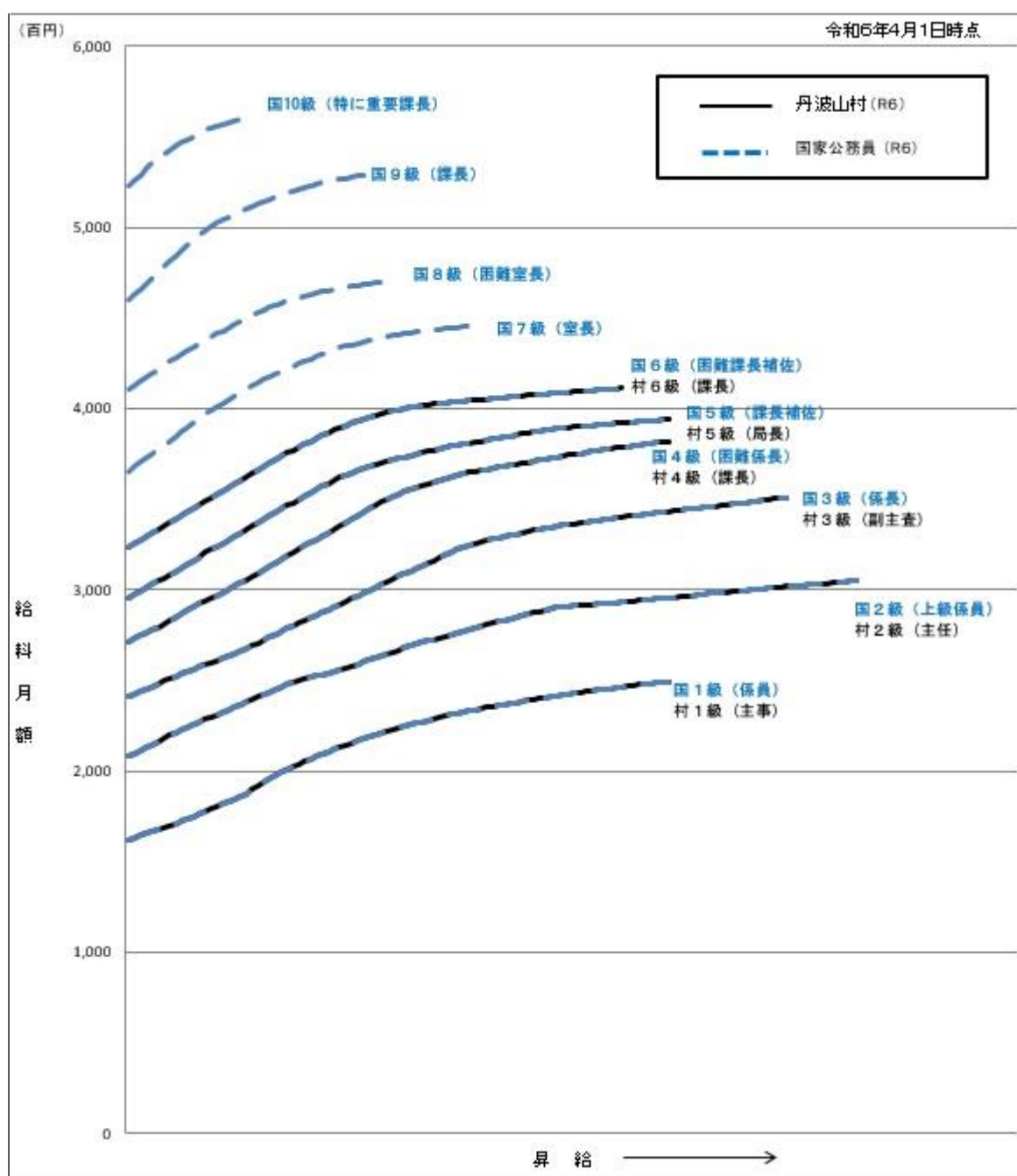
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（〇年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事の職務	人 7	% 34.0	円 162,100	円 249,400
2 級	主任の職務	人 4	% 19.0	円 208,000	円 305,200
3 級	福主査又は主査の職務 会計管理者の職務	人 4	% 19.0	円 240,900	円 351,000
4 級	主幹、次長又は課長の 職務	人 3	% 14.0	円 271,600	円 382,000
5 級	困難な業務を行う次長 又は課長の職務	人 1	% 4.0	円 295,400	円 394,000
6 級	複雑かつ困難な業務を 行う課長の職務	人 2	% 10.0	円 323,100	円 411,300

- (注) 1 丹波山村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（丹波山村）

令和○年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

丹波山村	山梨県	国
1人当たり平均支給(令和5年度) 1,298 千円	1人当たり平均支給(令和5年度) 1,636 千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（丹波山村）

令和○年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				

	標準の成績率のみ（一律）				
ロ.	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

(2) 退職手当（６年４月１日現在）

丹波山村			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分	勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分
勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分	勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分
勤続３５年	39.7575月分	47.709月分	勤続３５年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（割増率２～４５％）			定年前早期退職特例措置（割増率２～４５％）		
１人当たり平均支給額			4,096千円		

- （注）１ 退職手当の１人当たり平均支給額は、○年度に退職した職員に支給された平均額である。
- ２ 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（６年４月１日現在）

※人事委員会未設置のため掲載なし

(4) 特殊勤務手当（６年４月１日現在）

支給実績（５年度決算）			10,272千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）			10,272千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（５年度）			4.7％	
手当の種類（手当数）			1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する支給 単価
診療報酬	診療所に勤務する常勤の医師	診療所での医療の提供	10,272千円	月額856千円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（５年度決算）	支給実績（令和５年度決算）	6,350千円
職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）	職員１人当たりの平均支給年額（令和５年度決算）	160千円
支給実績（４年度決算）	支給実績（令和４年度決算）	7,270千円
職員１人当たり平均支給年額（４年度決算）	職員１人当たりの平均支給年額（令和４年度決算）	428千円

- （注） 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（５年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（６年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶 養 手 当	配偶者6,500円 子等の扶養1人10,000円 特定扶養は5,000加算	同じ	なし	2,027千円	301,200円
住 居 手 当	借家で家賃16,000を超える場合に限り、家賃の額に応じ27,000円を限度に支給	同じ	なし	1,010千円	216,000円
通 勤 手 当	自動車等を使用する場合、通勤距離が片道2km以上の場合に支給	同じ	なし	1,516千円	204,000円
管理職手当	管理者又は監督の地位にある職員に支給	同じ	なし	640千円	616,800円
日直手当	勤務1回につき4,400円支給	同じ	なし	1,012千円	685,200円
寒冷地手当	国家公務員に寒冷地手当に準じ支給 本村は4級地に該当	同じ	なし	1,194千円	73,200円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等
給 料	村 長	520,000円	(参考) 類似団体における最高／最低額 814,000円／457,500円
	副 村 長	440,000 円	651,000円／440,000円
報 酬	議 長	215,000円	360,000円／140,000円
	副 議 長	183,000円	320,000円／115,000円
	議 員	160,000円	300,000円／100,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(令和5年度支給割合) 3.95月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和5年度支給割合) 3.95月分	

退職手当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		支給月数×支給率(0.42)×1期(48期)	10,483,200円	任期毎
		支給月数×支給率(0.25)×1期(48期)	5,280,000円	任期毎
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

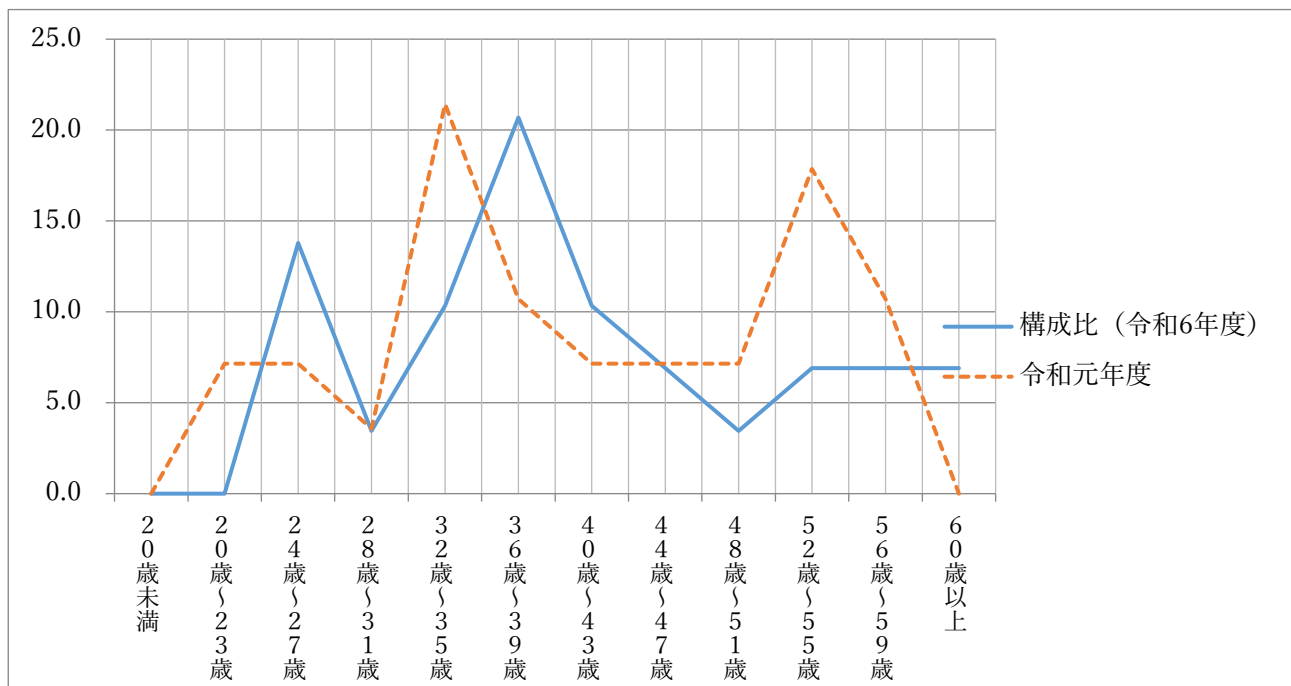
(各年 4 月 1 日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	1 -1 -2	課 編 成 変 更 に よ る 増 職 員 兼 務 に よ る 、 事 業 会 計 処 理 上 の 都 合 の た め 職 員 兼 務 に よ る 、 事 業 会 計 処 理 上 の 都 合 の た め
		総 務	8	9		
		税 務	1	1		
		農 林 水 産	2	1		
		商 工	2	0		
		土 木	1	1		
民 生		4	4			
衛 生		2	2			
	計	21	19	-2	< 参 考 > 人口 1 万 当 た り 職 員 数 374.75 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 225.38 人)	
	教 育 部 門	2	2			
	消 防 部 門	0	0			
	小 計	23	21	-2	< 参 考 > 人口 1 万 当 た り 職 員 数 414.20 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 262.95 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院 下 水 道 そ の 他	3	3	-1	事 業 会 計 上 の 都 合 の た め	
		1	1			
		2	1			
	小 計	6	5	-1		
合 計			29	26	-3	< 参 考 > 人口 1 万 当 た り 職 員 数 512.82 人
			[32]	[32]	[32]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（6年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	0人	4人	1人	3人	6人	3人	2人	1人	2人	2人	2人	人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年 度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	21	22	21	22	21	19	▲2(0.913%)
教育	2	2	2	2	2	2	0(0%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0%)
普通会計計	23	24	23	24	23	21	▲2(0.913%)
公営企業等会計計	5	5	6	6	7	5	0(0%)
総合計	28	29	29	30	30	26	▲2(0.913%)

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

※地方公営企業法を全部適用する公営企業会計に該当する事業はありませんので様式を省略します。

8 職員の給与の男女の差

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.90%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	76.37%
全職員	87.13%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

係長相当職以上の女性職員がいないため、不掲載。

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	0%
31～35年	86.93%
26～30年	77.48%
21～25年	101.38%
16～20年	0%
11～15年	70.72%
6～10年	95.03%
1～5年	96.95%

【説明

勤続年数 36 年以上、16～26 年以上は対象の女性職員がいないため、不掲載。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。